

令和 5 年 6 月 2 0 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場) 2022 年度第3回オークションに係る監視結果報告

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という)は、本年2月に日本卸電力取引所において実施された非化石価値取引市場のオークションに応札した特定の事業者について、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったかという観点から監視を行いました。
6月19日、監視結果をとりまとめましたので、以下の通り公表します。

監視の観点と内容

〔1〕 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- 高度化法義務達成市場で取引される非FIT 非化石証書(以下「非化石証書」という)の由来となる電源は、主に原子力や大型水力であるため、売り手となる発電事業者の数が買い手となる小売電気事業者と比べて限定的であり、売り手の入札行動が価格形成に強い影響を及ぼすことが懸念される。また、非化石証書は、相対取引も認められているが、価格形成における売り手の影響力は、相対取引の価格交渉においても同様であると考えられる。
- こうした背景を踏まえ、当該取引における公平性や価格形成の透明性確保を図る観点から、市場支配力を有する事業者^注を対象とし、委員会が非化石証書の取引について、監視を行うこととなっている。

注：旧一般電気事業者(北海道電力、東北電力、東京電力HD、東京電力RP、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力)及び電源開発

〔2〕 監視の前提

- 非化石証書は電気と異なり、限界費用など原価を観念しにくい点も踏まえ、絶対的な価格水準ではなく、「市場への入札価格と相対取引価格の比較」など相対的な価格水準の比較により監視を行う。
- 監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない段階においては注意喚起を行い、必要に応じて、事業者名や当該行為の内容の公表などの措置を検討する。

〔3〕 各回オークションでの監視

- 市場支配力を有する事業者の(相対契約分を除く)市場投入予定量(=市場投

入可能量)と実際の売入札量を比較し、乖離が認められる場合は、売り惜しみの観点から合理的説明を求める。

- ・ 市場支配力を有する事業者の売入札価格の分布について確認し、極端な傾向が認められる場合は、価格つり上げの観点から合理的説明を求める。

〔4〕年1回の監視

- ・ 〔3〕に加え、第1回(8月)から第4回(5月)の取引終了後(第4回オークション後に売れ残った証書を相対契約で売買した取引を含む)、以下3つの価格水準を相対的に比較し、乖離が認められる場合は、不当な価格設定の観点から合理的説明を求める(②、③については、乖離の有無によらず、内部補助の観点から、原則、社内取引価格の考え方を聴取)。

- ① 各回の入札価格と相対契約(外部取引分)の価格水準
- ② 各回の入札価格と相対契約(内部取引分)の価格水準
- ③ 相対取引間(外部取引分及び内部取引分)の価格水準

第3回オークションでの監視結果

〔1〕売り惜しみの監視

- ・ 各社の市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較したところ、基本的にいずれの事業者も市場投入予定量と売入札量に差はなかったものの、相対取引が増加したことから、売入札を行ったのは監視対象10社の内1社のみだった。

〔2〕価格つり上げの監視

- ・ 価格つり上げの監視では、市場支配力を有する事業者の売入札価格の分布を確認し、極端な傾向が認められる場合は、合理的説明を求めることとしているが、今回のオークションでは問題となる事例は認められなかった。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 池田
担当者:安原、星、萩原
電話:03-3501-1552(直通)